

平成30年度入札制度の改正点について

入札監理課

1 公募型随意契約の見直し

復興公営住宅新築工事を対象とした「公募型随意契約」の適用期間を平成29年度末までとしていたが、整備保留となっている同工事があることから、平成30年度以降も「公募型随意契約」により対応することができることとした。

公募型随意契約

	平成30年度	平成29年度
対象工事	予定価格が1億円以上の <u>復興公営住宅新築工事</u> に限る。	予定価格が5億円以上の <u>復興公営住宅新築工事</u> に限る。 予定価格が1億円以上5億円未満の同工事についても準用できるものとする。
適用期間	—	平成30年3月31日限りとする。

2 総合評価方式の改正概要について

【資料5-1】